

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：11301  
研究種目：基盤研究(C)（一般）  
研究期間：2017～2021  
課題番号：17K03343  
研究課題名（和文）行政手続法35年の形成・展開の研究 - 個別行政法上の固有事情との調整という視点から  
  
研究課題名（英文）The formulation and development of the Japanese Administrative Procedure Act  
  
研究代表者  
北島 周作（Shusaku, Kitajima）  
  
東北大学・法学研究科・教授  
  
研究者番号：00515083  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、行政手続法の立案に大きな影響を与えた第一次、第二次行政手続法研究会のこれまで公表されていなかった資料の調査、整理し、当該資料を用いた両研究会における検討内容の分析を行った。さらに、その成果を踏まえて、現在の行政手続に関する行政法実務、裁判例の内容を検討を行うことをその内容としている。あわせて、外国の行政手続法の内容の検討を行った。

#### 研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究では、行政手続法の立案に大きな影響を与えたが、これまでその内容が必ずしも明らかになってこなかった第一次、第二次行政手続法研究会の検討の内容を分析するものであり、行政手続法立案過程の不明部分を明らかにするものである。また、それを基礎として行われた現在の行政手続の実務、裁判例に関する研究は、制定から30年近くが経過した行政手続法の現状を明らかにするものであり、それぞれ学術的意義のみならず、行政実務に対するインパクト等社会的意義も有する。

研究成果の概要（英文）：This research project investigated and organised the unpublished materials of the first and second Administrative Procedure Law Study Commissions, both of which had major impact on the enactment of the Japanese Administrative Procedure Act, and analysed the discussions held in these commissions. Along with above research work, we also examined current administrative practice, court cases, and administrative procedure laws of other countries.

研究分野：行政法

キーワード：行政法 行政手続法

## 1. 研究開始当初の背景

1993年に行政手続法が制定されてから30年近くが経過し、行政手続法が規定する手続的規律が行政実務において定着するとともに、その運用上生じた紛争の解決を通して裁判例も蓄積されつつある。行政手続法は一般法であり、個別の行政領域において適用され、展開を見せているという特徴があり、外国の法制度などと異比較しつつ、そうした行政実務のあり方を評価し、また裁判例の内容を分析することは重要な意義を持つと考えられた。

ところで、そうした分析を行う際には、行政手続法の立案過程においていかなる議論がなされたのか知ることは重要であるが、行政手続法の直接の原案たる行政手続法要綱案を作成した第三次行政改革推進審議会に置かれた公正透明な行政手続部会の議事録、関係資料については、すでに出版されており、行政手続法研究のもっとも重要な資料となっていたが、それ以前に行われた、一般に、第一次行政手続法研究会、第二次行政手続法研究会と呼ばれる研究会については、公正透明な行政手続部会の議論に大きな影響を与えたと考えられるにもかかわらず、そこでなされた議論の詳しい内容を十分に検討することはできなかった。すなわち、第一次研究会については「法律案要綱(案)」、第二次研究会については「中間報告」として、その成果が公表されており、それを参照することにより、検討の経緯、流れ、示された具体的な条文の意図について知ることができた。加えて、立案関係者の手による論文もいくつか公表されていた。しかし、公正透明な行政手続部会のように、研究会の議事概要ないし議事録や配付資料等は出版、公表されていなかったことから、その内容の検討には限界があった。これは、第一次、第二次研究会の資料が所在不明であったことによる。しかし、研究会の委員であった小早川光郎教授が未整理状態ではあるが一部を保管されていることが分かり、その提供を受けることができた(以下、「小早川資料」という)。そこで、この未整理資料を、不足分を追加で収集しつつ、整理、編集し、両研究会の内容について分析をしつつ、冒頭に記した制定後の行政法実務、裁判例の内容の検討を行うこととしたというのが本研究の背景である。

## 2. 研究の目的

本研究は、行政手続法について以下の3点を研究することを目的とした。未公表の立案過程資料の調査・収集・整理・検討を行い、未だ全貌が明らかになっていない立案過程の内容を明らかにすること、そして、その成果を踏まえつつ、個別行政過程における実務に目を配りながら、行政手続法の内容及び判例・学説の展開について検討・評価すること、さらに、検討、評価に厚みを持たせるために、わが国行政手続法の内容面・発展面での特徴を比較法的見地から検討することであった。

## 3. 研究の方法

研究は、(1)立案過程資料集の編纂と内容の分析、(2)制定後20年余の行政手続法の発展内容の検討・評価、(3)我が国行政手続法の特徴の比較法的見地からの評価の3つに分かれる。(1)については、前記小早川資料について、本格的調査・整理を行い、第一次研究会、第二次研究会の開催状況・配付資料の内容を調査し、欠損しているものについては入手を試みた上で、内容の分析を行った。(2)については、行政手続法制定後の裁判例を素材として、行政手続法の展開内容を検討し、評価した。(3)については、外国の行政手続法制の内容を検討した。(2)(3)の検討は、(1)の内容を踏まえて行うことが本来好ましいが、(2)(3)を踏まえることで(1)の検討を充実させることもできるし、(1)については時間を要したことから、並行して行われた。

## 4. 研究成果

### (1)資料の整理

小早川資料は未整理の状態を提供を受けたため、まず、資料中にどのような文書が含まれるかを明らかにする作業を行った。その上で、議事概要、議事録等を参照して、両研究会の開催状況を認識することに努めるとともに、欠損している文書の洗い出しを行った。その後、立案過程資料の取扱いのノウハウを有する出版社の編集者に、欠損資料の収集方法や整理方法等について相談したところ、資料の収集、整理について協力を得られることになった。その協力のもと、資料に関する聞き取りをすることができ、そのような作業を経て、資料の全体像を概ね明らかにすることができた。その後、欠損資料のいくつかについて関係者にあたり収集することができた。その全体を示すと以下のとおりである。

第一次研究会の資料は、後述の第二次研究会と異なり、資料集のような形でまとめられていなかった。しかし、研究会各回(全34回)の審議内容は、行政管理庁が議事録を作成しており、研究会後に小冊子の形で配付されていた。この議事録をあたることにより、各会の審議内容、配付資料について概ね知ることができた。ただし、議事録のうち、第22、26、27回は研究期間終了までに発見することができなかった。

第二次研究会については、多くの資料が総務庁によりからの大部の資料集という形でまとめられていた。資料集には基礎資料、資料集には外国の行政手続制度関係の資料、資料集

(第一分冊)には、研究会本会合第26回から34回までの会議次第と配付資料が、資料集(第二分冊)には、ワーキンググループである幹事会第1回から第13回までの会議次第と配付資料が収録されていた。総務庁作成の資料集には本会合第25回までの資料は含まれていなかったが、小早川資料には会議の際に実際に配付された会議次第と配付資料が含まれており、それらを組み合わせることにより、その回における審議の対象事項を把握することができた。第二次研究会については、第一次研究会と異なり、各回の議事録がなかった(調査によると作成されなかったとのことである)。そのため、議事録から各回においてなされた検討の内容について詳細に知ることはできなかった。しかし、資料集に収録されている第26回以降の研究会及び幹事会のいくつかの回(第27~30回研究会、第1~6回幹事会)については、議事概要に相当するような検討結果のメモが付されており、収録されている配付資料とあわせて参照することにより、議論の内容をある程度知ることができた。

収集、整理した資料については、意義のある部分について何らかの形で公表したいと考えていたが、感染症の広がりにより、大きく行動が制約されたことから、研究期間終了までに、資料の公表の許諾の手続を終えることができなかった。できるだけ早く手続を完了させたいと考えている。

## (2)資料の検討

以上の資料について、研究代表者と研究分担者の3名でその内容について検討を行った。具体的には、定期的に研究回を開催し、概ね毎回各人1回ずつ担当し、その内容を報告していくという形で検討をすすめていった(資料の検討のための研究会を研究期間中計16回開催した)。そのような形をとったため、検討にかなりの時間を要したが、第一次、第二次研究会の検討の具体的な内容については、その検討の特徴、雰囲気のような要素も含めて、既存の公表資料では知ることができなかったことを知ることができた。そこで得られたものは多いが、ここでは、個別の論点には立ち入らず、第一次、第二次研究会の審議の流れについて述べるにとどめる。

### 第一次研究会

実質的な初回であった第2回において、橋本公巨により、臨時行政調査会における行政手続法草案の作成経緯に関する説明がなされた後、第3回から第9回までは、外国の行政手続法の検討がなされている。各回、構成員が報告を行い、その内容について検討するという形ですすめられているが、西ドイツ、フランス、アメリカといったいわゆる主要な比較法対象国のみならず、南欧(イタリア、スペイン)、北欧(スウェーデン)、東欧社会主義国(ポーランド、チェコスロバキアなど)、ソ連といった非常に多くの国々を対象としている点が興味深い。このように多数の国々を扱ったことは、構成員が、世界において行政手続としていかなるものが存在するかを学ぶとともに、世界的な「相場」を確認するのに有益であったと推測される。

第10回から第14回までは、各官庁が所管する法律において行われている行政手続についてのヒアリングが行われている。具体的には、運輸省(運輸審議会諮問手続)、科学技術庁(原子力発電所設置手続)、公害等調整委員会(公害紛争処理手続)、通商産業省(公益事業料金認可手続)、公正取引委員会(独禁法違反事件処理手続)の担当者による報告が行われ、その内容について質疑応答がなされている(なお、この間、ヒアリングとあわせて各国法制の比較検討も続けられている。)

ドイツの研究者による西ドイツ行政手続法に関する報告が行われた第15回を経て、第16、17回では、これまで行われた比較法、各行政分野の手続に関する基礎的検討を踏まえて、問題点と今後の取りまとめ方針について協議がなされ、研究事項の絞り込みがなされている。そして、第18回からは、各研究事項について担当者が決められ、検討する作業が行われている。検討の成果は、条文書の形でまとめられ、第25回で第一次案が作られる。その後さらに検討がすすめられ、第一次報告案に入っていない内容も付け加える形で、第34回で最終的な報告書が完成している。

### 第二次研究会

前述のように第二次研究会については、第25回までは総務庁作成の資料集には収録されていない。しかし、小早川資料にある会議の際に実際に配付された会議次第と配付資料の内容によれば、第一次研究会報告書に対する各省庁へのアンケート調査の実施、主な行政分野の手続に関する各省庁からのヒアリング、外国法制の調査が行われていることがうかがえる。第26回からは、第一次行政手続法研究会の報告とそれに対して提出された意見を踏まえて検討事項が整理された上で、それらの事項について具体的な検討が行われている。第34回で基本的考え方及び要綱案等を内容とする中間報告が完成し、研究会は終了している(よく知られているように、公正透明なぎょう)。なお、第26回からの検討は、幹事会と並行して行われ、幹事会で先行して検討された内容が研究会にあげられるという形ですすめられている(第1、2回幹事会の後、第27回研究会が行われるなど、おおむね幹事会2回に対して研究会1回のペースで行われていた)。前記のように、第一次研究会では、検討事項ごとに担当者が決められ、研究会全体で議論がすすめられていったが、第二次研究会では、6名で構成された幹事会における報告、議論が検討を主導していた。

## (3)行政手続法の展開内容の検討

行政手続法制定後30年近く経過した現在における行政手続法の姿を知るための方法として、

行政実務の内容を直接調べるという方法が考えられる。しかしながら、行政手続法が対象とする行政活動の領域は広範なものであり、また適用される手続規定についても多様であるから、それらの分野において行政手続法の内容がどのように展開してきたかを直接、網羅的に調べるのは、現実的ではない。そこで、研究代表者は、手続規定の中でも、理由提示規定の適用が問題となった裁判例をデータベースから網羅的に抽出し、その内容を分析するという方法を採用することにした。それは次の理由による。第一に、紛争事例においては行政手続になんらかの問題が生じている可能性が高いと考えられたから、裁判となった事例の行政実務を丁寧に分析することにより、裁判例における行政手続の展開のみならず、行政実務における問題点も把握できると考えられたこと、第二に、研究代表者は、理由提示規定について立案過程の状況もある程度踏まえた研究をしてきており、これまでの研究の蓄積を活用することができたこと、第三に、理由提示規定は、平成23年6月7日民集65巻4号2081頁（いわゆる札幌一級建築士免許取消事件）以後、処分の違法事由として主張されることが明らかに増えており、豊富な裁判例が存在したこと、第四に、理由提示規定は、最後に行われる処分手続であり、履行した実体的手続の行政過程の内容を説明するものであることから、理由提示の問題は、基準の設定、聴聞等の他の手続とも密接に関わっている可能性が高いと考えられたからである。その成果は、「一級建築士事件最高裁判決後の理由提示裁判例の展開」法学（東北大学）81巻6号（2018年）49頁にてとりまとめ、公表した。

また、研究分担者である大江は、行政不服審査法に基づく答申例の研究の一環で、国の行政機関の一部ではなお行政手続法についての基礎的な理解の不足から理由提示が適切に行われていない事例が見られることについて、「行政手続法7条を処分理由とすることの当否」論争ジュリスト38号（2022年）244頁で指摘した。

研究分担者である大橋は、本研究に参加する過程で得られた知見・問題意識を踏まえつつ、行政手続法に関わる論点のうち、申請・届出の取扱い、聴聞・弁明等、審査基準・処分基準、そして理由の提示に関わるものを小早川光郎＝青柳馨編『論点体系判例行政法1』（第一法規、2017年）346頁以下において検討を行い、また、わが国における行政手続全般につき、「行政法教室 トピックで学ぶ 第6回行政手続」法学教室492号60頁以下で検討を行った。

#### (4)外国の行政手続関係法の検討

前記のように、第一次研究会では、主要な比較対象国であるアメリカ、ドイツ・フランスをはじめとする西欧諸国のみならず、北欧、南欧諸国、ソ連・東欧といった社会主義国をも含む外国の行政手続関係法の内容の幅広い調査を踏まえて、具体的な条文が構想されていた。日本の行政手続法の条文は外国法に直接依拠したわけではないが、この点からすると、前記の相場観の形成等外国行政手続関係法の影響の大きさは否定できないし、また、現在の外国法の内容を踏まえ、日本の行政手続法を評価することも有益であるように思われた。そこで、外国の行政手続関係法に関する調査・分析を行った。

研究代表者は、比較的最近制定されたものとして、行政手続法と行政事件訴訟法を合わせたような性格を有する南アフリカ共和国の2000年行政的正義促進法（The Promotion of Administrative Justice Act 2000）と、2019年から2021年までオーストラリアでの在外研究の機会を得たこともあり、オーストラリア連邦の1977年行政決定（司法審査）法（Administrative Decisions (Judicial Review) Act 1977）の検討を行った。その成果は、それぞれ、北島周作「南アフリカにおける行政法の法典化」行政法研究27号（2018年）131頁、北島周作「オーストラリアの司法審査制度と行政上の主体の多様化」大貫裕之他編『行政法理論の基層と先端』（信山社、2022年）27頁において公表した。

また、研究分担者である大江は、早い段階で行政手続法の法典化を行ったオーストラリアについて、行政手続法の中で規定されていた行政上の権利救済手続を第一審行政裁判所に移管するという近時の改革の動向について、「権利救済手続の裁判化と一元化の動向」行政法研究27号（2018年）101頁において紹介し、その意義について検討を加えた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Shusaku Kitajima	4. 巻 -
2. 論文標題 'An Analysis of Japanese Responses to COVID-19 from an Administrative Law Perspective'	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Asian Legal Conversations - COVID-19 (Asian Law Centre, The University of Melbourne) ( <a href="https://law.unimelb.edu.au/centres/alc/engagement/asian-legal-conversations-covid-19/alc-original-articles">https://law.unimelb.edu.au/centres/alc/engagement/asian-legal-conversations-covid-19/alc-original-articles</a> )	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 63
2. 論文標題 原発紛争解決における司法と行政の役割分担に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智法学	6. 最初と最後の頁 153-166
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 699号
2. 論文標題 公共私の連携と地方自治	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 10-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大江裕幸	4. 巻 38号
2. 論文標題 国における行政不服審査法の運用上の課題と展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 466
2. 論文標題 拘置所長が定めた『遵守事項』の適法性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 143
2. 論文標題 「原子力規制委員会に係る組織に関する諸問題」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 エネルギー法研究所年報	6. 最初と最後の頁 65-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 81
2. 論文標題 学界展望行政法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 270-301
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大江裕幸	4. 巻 30
2. 論文標題 行政不服審査法制の整備	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 103-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 451号
2. 論文標題 「取消訴訟等の原告が死亡した場合の相続人による訴訟承継の可否」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 457号
2. 論文標題 「農業振興地域農用地区域除外を拒否する回答の処分性」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 57号
2. 論文標題 「弁護士会照会に対する報告義務の確認の訴えについて、公法上の当事者訴訟ではなく民事訴訟であるとしたもの」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 112-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 27号
2. 論文標題 「南アフリカにおける行政法の法典化」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 131-158
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 461号
2. 論文標題 「保護室収容中を理由とする未決拘禁者との接見制限」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 463号別冊
2. 論文標題 「中央省庁等改革」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 32-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 154巻3号
2. 論文標題 「不正関与職員に対する国家賠償法上の求償権の範囲」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 602-609
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 80号
2. 論文標題 「学界展望行政法」(行政救済法分野担当)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 278-289
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 160号
2. 論文標題 「書評 横田明美『義務付け訴訟の機能』」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊行政管理研究	6. 最初と最後の頁 40-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大江裕幸	4. 巻 27号
2. 論文標題 「権利救済手続の裁判化と一元化の動向：オーストリア行政裁判制度改革を素材として」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 101-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 441号
2. 論文標題 市立病院の地方独立行政法人化に係る諸行為等の処分性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 448号
2. 論文標題 国家賠償法1条21項に基づく求償権行使の制限	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北島周作	4. 巻 81巻6号
2. 論文標題 一級建築士事件最高裁判決後の理由提示裁判例の展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 49-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大橋真由美	4. 巻 442号
2. 論文標題 行政法のアントレ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 北島周作
2. 発表標題 行政法の法典化 - 南アフリカ共和国行政法典を中心に
3. 学会等名 東北大学公法判例研究会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計14件

1. 著者名 大橋真由美	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 222
3. 書名 高橋滋他編 『行政法Visual Materials (第2版)』 (分担執筆)	

1. 著者名 大橋真由美 (小早川光郎、高橋滋編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 728
3. 書名 条解行政不服審査法	

1. 著者名 大橋真由美 (大塚 直、北村 喜宣編)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 240 (212-213)
3. 書名 環境法判例百選〔第3版〕(「シロクマ事件」)	

1. 著者名 北島周作 (宇賀 克也、小幡 純子編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 752 (344-365)
3. 書名 条解国家賠償法(「公証」)	

1. 著者名 大江裕幸 (宇賀 克也、小幡 純子編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 752 (571-588)
3. 書名 条解国家賠償法(「転落事故(公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく国家賠償)」)	

1. 著者名 北島周作 (小早川光郎、青柳馨編)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 93-136
3. 書名 論点体系 判例行政法 1	

1. 著者名 大橋真由美 (小早川光郎、青柳馨編)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 346-396
3. 書名 論点体系 判例行政法 1	

1. 著者名 大江裕幸 (小早川光郎、青柳馨編)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 403-409, 423-435
3. 書名 論点体系 判例行政法 1	

1. 著者名 北島周作 (大橋真由美、野口貴公美と共著)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 50 (172頁中)
3. 書名 行政法判例 5 0 !	

1. 著者名 大橋真由美（北島周作、野口貴公美と共著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 53（172頁中）
3. 書名 行政法判例50！	

1. 著者名 北島周作（宇賀克也、交告尚史、山本隆司編）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 242-243
3. 書名 行政判例百選〔第7版〕	

1. 著者名 大橋真由美（宇賀克也、交告尚史、山本隆司編）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 298-299
3. 書名 行政判例百選〔第7版〕	

1. 著者名 大江裕幸（宇賀克也、交告尚史、山本隆司編）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 282-283
3. 書名 行政判例百選〔第7版〕	

1. 著者名 大橋真由美 (宇賀克也、板垣勝彦、堤中富和、南條友之と共著)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 32 (236頁中)
3. 書名 2017年地方自治法改正 - 実務への影響と対応のポイント -	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大橋 真由美  (Ohashi Mayumi)  (00365834)	上智大学・法学部・教授   (32621)	
研究分担者	大江 裕幸  (Oe Hiroyuki)  (60598332)	東北大学・法学研究科・教授   (11301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------